

銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.5

最近の規制動向（2025 年 6 月～7 月初旬）

=====

<< index >>

1. 米国におけるレバレッジ比率規制の見直し
2. 気候関連金融リスクを巡る国内外の動き
3. お問い合わせ先

=====

1. 米国におけるレバレッジ比率規制の見直し

米国の銀行規制当局（FRB・FDIC・OCC）は 2025 年 6 月、グローバルなシステム上重要な銀行持株会社（G-SIB）およびその預金取扱子会社に対するレバレッジ比率規制の見直しを提案する規則案を公表した。米国では、強化補完的レバレッジ比率（eSLR）の導入以降、eSLR が恒常的に拘束的な自己資本要件となることで、米国債の仲介などの低リスク活動が抑制される問題点が指摘されていた。こうした中、今回の提案は、eSLR がリスクベース資本要件のバックストップとしての本来の機能を回復するよう再調整し、米国債市場の円滑な機能促進を図るものである。具体的には、G-SIB に対する一律のレバレッジバッファ（2%）を見直し、各 G-SIB の Method 1 によるサーチャージの 50%に相当するバッファに変更することが提案されている。同様に、G-SIB の預金取扱子会社についても、現行の早期是正措置枠組みにおける 6%の基準を廃止し、持株会社と同様の eSLR バッファを適用する形式に変更する提案が行われている。さらに、総損失吸収力（TLAC）および長期債務要件に関しても、eSLR 基準の見直しと整合する修正案が検討されている。もっとも、今回の提案によって、特に G-SIB の預金取扱子会社レベルでは約 27%の所要 Tier1 資本の削減が見込まれており、こうした変更に伴う

G-SIB の破綻リスクの増大など、複数の懸念点も指摘されている。今回の動きは、第 2 次トランプ政権発足後としては初の本格的な銀行規制の見直し提案であり、今後の更なる規制緩和を見通す上でも、規則案の最終化に向けた行方を注視する必要があるだろう。

2. 気候関連金融リスクを巡る国内外の動き

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は 2025 年 6 月、気候関連金融リスクに関する任意開示の枠組みを公表した。これは、BCBS が 2023 年 11 月に公表した市中協議文書に寄せられた意見を踏まえて最終化されたものであり、定性情報に関する 2 つの表および定量情報に関する 4 つのテンプレートで構成されている。市中協議文書からの重要な変更点としては、開示枠組み全体が任意化され、各法域の監督当局による自主的な導入が前提とされた点が挙げられる。今後、各法域の裁量で国内実施の是非が判断されることになるが、特に気候変動対策に否定的な新政権下の米国では、BCBS の開示枠組みの導入を見送る可能性が高いとみられる。国際的に活動する銀行にとっては、法域ごとに異なる開示対応を求められることになり、実務上の対応負担が増大する恐れがある。

また、本邦では、金融庁と日本銀行が、銀行セクターを対象とした気候関連リスクに関する第 2 回シナリオ分析の結果等を取りまとめた報告書を公表した。今回の分析では、前回と同様に銀行財務への影響が大きい信用リスクを対象としつつ、独自に設定したシナリオを用いて、より短期間（7 年）の移行リスクに焦点を当てた分析が行われている。分析を通じて明らかになった課題（シナリオの妥当性・整合性など）は、幅広い金融機関に共通するものであり、各金融機関においては、こうした知見を踏まえたリスク管理態勢の更なる高度化が求められるだろう。

さらに、金融庁は、「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」と題する文書も公表した。この文書は、2024 事務年度に実施した実態把握を踏まえ、金融機関における取組状況や課題を整理したものである。具体的には、気候変動対応のための戦略策定やガバナンス強化、リスク評価、顧客支援などの取組が進展する一方で、中長期の気候関連リスクの定量化の困難さやデータ不足の課題などが引き続き存在することが示されている。金融機関としては、当該文書に含まれる参考事例等を活用しつつ、引き続き気候変動対応の取組を強化していく必要があるだろう。

3. お問い合わせ先

勝藤 史郎

デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社

リスク管理戦略センター

マネージングディレクター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1300 Fax: 03-6213-1117

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートーマツ リミテッド (DTTL)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法

人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.